

岩手県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者の開設する施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所				変更年月日
	名 称		所在地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
本宮 貴浩	うららか整骨院	うららか整骨院本宮院	盛岡市上田三丁目11番29号	盛岡市向中野一丁目9番37号	令和5年2月1日